

社会福祉法人二宮町社会福祉協議会ボランティアセンター 個人ボランティア登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人二宮町社会福祉協議会ボランティアセンター（以下「センター」という。）において、個人によるボランティア活動の充実、促進を図るため、個人ボランティアを登録することについて定める。

(登録の対象)

第2条 登録の対象は、以下の条件を承諾しているものとする。

- (1) 二宮町町内及び近隣町の施設及び団体、個人よりセンターに依頼された活動に対し、原則として不定期又は単発の活動ができる者。
- (2) ボランティアの活動は、自由意志に基づく無報酬による活動であるため、活動に対する報酬は原則として受取しないこと。ただし、依頼側と登録者が負担の有無を含め協議し、実費の範囲内で依頼側より受取できる。
- (3) ボランティア保険加入の有無については、登録者の判断による。

(登録の手続き)

第3条 登録を希望する者は、センター所定の「個人ボランティア登録申請書（以下「登録申請書」という。）」（様式2）をセンターに提出する。

(登録の承認)

第4条 所定の登録申請書受理をもって、登録の承認とみなす。

(登録の期間)

第5条 登録の期間は、原則として登録日より当該年度末までとする。ただし、この期間が終わるまでに登録者より登録辞退の申し出がない場合は、さらに1年間登録期間を延長する。その後も同様とする。

(個人ボランティア登録の義務)

第6条 登録した個人ボランティアは、以下の義務を負う。

- (1) 登録の内容に変更が生じた場合は、「個人ボランティア登録変更申請書」（様式4）にて速やかにセンターへ届け出る。
- (2) 登録内容及び関連する活動等に関してセンターから報告や調査を求められた場合、速やかに説明及び資料提供などの協力を行う。
- (3) センターの広報活動に協力する。

(登録の取り消し)

第7条 センターは、各号に掲げる場合、登録者への通達なしに登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者より辞退の申し出があった場合
- (2) 登録者が死亡した場合
- (3) 活動によって知り得た個人情報の漏洩など、登録者として相応しくないと認められる行為があった場合
- (4) 登録者の連絡先等の変更により、センターから発送する郵便物等の不達が続く

場合、又は、連絡がつかない場合

(個人ボランティアに対するセンターの支援)

第8条 センターは個人ボランティアに対し、以下の支援を行う。

(1) 活動に関する相談・助言

(2) 活動に関する情報提供

(個人情報の取り扱い)

第9条 センターは登録者に関して知り得た個人情報について、「社会福祉法人二宮町社会福祉協議会個人情報保護規程」に基づき、適切に取り扱うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日より施行する。